

京都市知的障害者通勤寮条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第181号

京都市知的障害者通勤寮条例施行規則の一部を改正する規則

京都市知的障害者通勤寮条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、「の各号」を削り、同条第3号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第4号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)